

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地元に貢献できる建設業を続けていきたい

No.12

三重県

融資・税制融通

支援の名称	建設業人材定着事業
制度の 趣旨・背景	建設業従事者の離職率が高いことから、建設業への新規入職を促進し、技術の習得による建設業への定着を促す必要があります。一方、建設企業はこれまでの厳しい経営環境におかれてきたことから疲弊しており、建設業従事者の計画的な確保・育成が困難な状況になっています。本事業では建設業従事者が計画的に必要な研修を受講し、技術・知識を習得できるよう必要な費用を支援します。
制度の 内容	○助成内容 県と三重県建設業協会とが業務委託契約を締結し、協会が窓口となり、建設企業の従業員が研修を受講するのに必要な経費（研修費、交通費など）を支援します。 受講可能な研修は建設業に特化した研修のみとします。具体的には、工事現場を管理するのに必要な資格を取得するための研修（一級土木施工管理技士受験講座など）や工事現場でバックホウなど重機を操作するのに必要な資格を取得するための研修（車両系建設機械（整地・運搬等）運転技能講習など）の研修費などを支援します。
対象と なる方	○対象 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項の許可を受けており、建設業許可における主たる営業所の所在地が三重県内の建設企業の従業員
問い合わせ 先など	○所管 三重県 県土整備部 公共事業運営課 TEL：059-224-2915 E-mail：jigyosp@pref.mie.jp